

逸見総合管理センター水運用運転管理業務委託プロポーザル方式 実施説明書

平成28年度からの逸見総合管理センター水運用運転管理業務委託のため、横須賀市上下水道局（以下「上下水道局」といいます。）ではプロポーザル方式により受託事業者の選定を行います。業務委託の概要及びプロポーザル方式の手続き等については、以下のとおりとします。

1 プロポーザル方式による受託事業者選定の目的等

本市上下水道事業を取り巻く情勢は、人口の減少や節水傾向、産業構造の変化による水需要の減少に伴い、財政状況は厳しさを増しています。そのような状況の中、上下水道局では、現状の水運用を効率的かつ効果的に実施していくことにより、将来にわたる社会情勢の変化に十分に対応したサービスの提供を行っていくことが必要であると考えています。

こうした中、水運用運転管理業務の委託分野においても、優れた技術、実績を持つ様々な民間事業者の参入が相次いでおり、それぞれの民間事業者が日々切磋琢磨を重ね、特色ある優れた業務の提供を行っている状況です。

上下水道局では、これまでの水運用技術を維持しつつ、水運用をさらに効率的に実施するため、プロポーザル方式により優れた技術、ノウハウ等を持つ民間事業者を選定し、その者に業務を委託することにより、より安全で安定した水運用を行い、お客様満足度の最大化を図ることを目的として、平成17年度に、逸見総合管理センター水運用運転管理業務を民間事業者に委託し、今日に至るまで順調に業務が実施されておりますが、委託期間の満了に伴い、次期受託事業者の選定をプロポーザル方式により実施するものです。

2 委託名称

逸見総合管理センター水運用運転管理業務委託

3 委託期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

4 契約方法

契約方法は、平成28年度から5か年の債務負担行為を設定し、5か年の契約とします。

5 予定価格

上限価格 405,000,000円

なお、金額は5か年の総額であり、消費税及び地方消費税相当額を除く額です。

6 業務対象施設の概要

(1) 業務実施場所

横須賀市西逸見町2丁目10番地 逸見総合管理センター
他14か所

(2) 監視対象施設等

ア ポンプ所 17か所（横須賀市）

- イ 配水池 26 か所（横須賀市）
- ウ 分水点 7 か所（横須賀市 5 か所、横浜市 1 か所、逗子市 1 か所）
- エ 逸見総合管理センター
- オ 走水水源地
- カ 田浦配水場
- キ 関連事業者との共同施設
 - （ア）横浜市水道局
 - （イ）三浦市上下水道部
 - （ウ）神奈川県内広域水道企業団

7 プロポーザル方式のスケジュール

(1) プロポーザル方式は、以下のスケジュールに従って行います。

番号	内 容	日 付
(1)	プロポーザル方式実施の公表	平成27年 7 月 1 日（水）
(2)	プロポーザル方式参加申込書等の提出 （プロポーザル方式参加申込書の提出方法は、ファックスのみ受け付けます。）	平成27年 7 月 1 日（水）から 平成27年 7 月 10 日（金）まで
(3)	プロポーザル方式参加資格の審査	平成27年 7 月 13 日（月）
(4)	プロポーザル方式参加資格審査結果通知書、参加要請書の発送及びプロポーザル方式実施要領等の交付	平成27年 7 月 17 日（金）
(5)	・業務仕様書等業務提案書の作成に必要な資料閲覧 ・業務提案書の作成等に係る質問の受付 （質問書の提出方法は、ファックスのみ受け付けます。）	平成27年 7 月 27 日（月）から 平成27年 8 月 7 日（金）まで
(6)	業務提案書の提出 （業務提案書の提出は、本書の持参のみ受け付けます。）	平成27年 8 月 3 日（月）から 平成27年 8 月 21 日（金）まで
(7)	選定委員会によるプロポーザル方式に係るヒアリング （各参加事業者のヒアリングスケジュールに関しては、個別に別途通知します。）	平成27年 9 月中旬
(8)	選定委員会による第 1 次候補事業者選定審査	平成27年 9 月下旬
(9)	選定委員会による第 1 次候補事業者選定決定	平成27年 9 月下旬
(10)	プロポーザル方式第 1 次候補決定通知書の発送 （選定結果は、正式に書面で郵送します。）	平成27年 9 月下旬
(11)	第1次候補事業者による見積書の提出	平成27年10月上旬
(12)	選定委員会による見積合わせ	平成27年10月上旬
(13)	管理者による受託事業者の決定	平成27年10月上旬
(14)	プロポーザル方式選定結果通知書の発送 （選定結果は、正式に書面で郵送します。）	平成27年10月上旬
(15)	プロポーザル方式非選定結果通知書の発送 （選定結果は、正式に書面で郵送します。）	平成27年10月上旬
(16)	非選定結果の説明要求 （説明要求の提出方法は、ファックスのみ受け付けます。）	平成27年10月中旬
(17)	平成28年度逸見総合管理センター水運用運転管理業務委託契約に係る協議	平成27年10月中旬

番号	内 容	日 付
(18)	委託業務の引継ぎ期間	平成27年11月から平成28年3月31日（木）まで
(19)	平成28年度逸見総合管理センター水運用運転管理業務委託開始	平成28年4月1日（金）

(2) 注意点

- ア 諸手続きにおける受付時間は、いずれも土曜日、日曜日及び祝日を除いた日の午前8時30分から午後5時までとします。
- イ 書類等の提出方法及び連絡方法等は、必ず各項目所定の方法で行ってください。
- ウ 持参以外の方法で提出する書類は、必ず事前に電話で上下水道局技術部浄水課浄水管理係に連絡してください。

8 業務提案書作成に必要な資料の閲覧及び施設見学

業務提案書作成のため、各種資料の閲覧及び施設見学を行います。

(1) 閲覧開始日

平成27年7月27日（月）から、該当事業者別に期日等をご連絡いたします。

(2) 閲覧場所

逸見総合管理センター及び走水水源地（膜ろ過設備、水質計器、自動水質監視装置）

(3) 閲覧資料等

- ア 水運用システム操作マニュアル
- イ 電気、機械、計装設備等完成図書類
- ウ 水量、水質関連帳票類

(4) その他

資料閲覧及び施設見学につきましては、1事業者当たり3名以内といたします。

なお、施設見学は車で移動いたします。参加事業者において車の手配をお願いいたします。

9 業務提案書の提出

- (1) 参加事業者は、プロポーザルに係る業務提案書を作成のうえ、上下水道局技術部浄水課浄水管理係に提出してください。
- (2) 提出期限は、平成27年8月21日（金）午後5時までとします。
- (3) 提出方法は、参加事業者による本書の持参のみとします。
- (4) 業務提案書の提出部数は、12部とします。
- (5) 業務提案書表紙には必ず所定の表紙（実施要領第9条第5項関係 第4号様式）を使用し、事業者名、提出日付、業務提案書ごとの通し番号を記入のうえ、頁の最初に目次を付け、各頁にページ番号を記入して提出してください。
- (6) 業務提案書の作成は、原則としてA4版サイズの書類及び日本語により作成してください。
- (7) USBメモリ等電子装置に使用する記憶媒体での提出は認めません。
- (8) 業務提案書に添付する資料等には、必ず表紙に「資料」と明記し、事業者名、提出日付及び各頁にページ番号を記入してください。

資料を業務提案書に綴りこむ場合は、A4版サイズに収まるように綴りこんでください。

- (9) 受託事業者の選定にもれた参加事業者の業務提案書は、希望がある場合は、1部を除き後日返

還いたします。

10 業務提案書作成等に係る質問受付

- (1) 業務提案書作成等に係る質問がある場合は、質問の内容を所定の用紙（実施要領第10条第1項関係 第5号様式）を使用し、ファックスで提出してください。あて先は、上下水道局技術部浄水課浄水管理係としてください。
- (2) 提出期限は、平成27年8月7日（金）午後5時までとします。
- (3) 質問に対する回答は、質問受付後速やかに行います。ただし、質問の内容又は質問量によっては、回答に時間を要する場合があります。
- (4) 回答は、原則として質問者に限り、質問内容についてのみ回答します。
- (5) 回答方法は、原則としてファックスで行います。

11 プロポーザル方式に係るヒアリング

業務提案書が提出された後、横須賀市浄水場運転管理等業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」といいます。）は、参加事業者ごとにプロポーザル方式に係るヒアリングを開催します。

また、ヒアリングにおいて、希望する参加事業者は、電子機器を用いたプレゼンテーションを行うことができるものとします。ただし、業務提案書提出時に添付していない資料等を新たに提出することはできません。

- (1) ヒアリングを行う日時は、業務提案書が提出された後、上下水道局技術部浄水課浄水管理係から各参加事業者連絡いたします。
- (2) ヒアリングに参加できる人数は、1事業者当たり3名までとします。出席予定者の役職、氏名を業務提案書等提出時に上下水道局技術部浄水課浄水管理係に届け出てください。
- (3) ヒアリングの所要時間は、1事業者当たり1時間以内とします。
- (4) プレゼンテーションを行う場合は、以下の機器を貸与します。なお、パソコンは貸与いたしません。必要な場合は各参加事業者で用意してください。
・貸与する機器 プロジェクター一式（NEC VT-676J）
- (5) プレゼンテーションを行うことができる時間は、30分以内とします。

12 プロポーザルの審査方法等

(1) 受託事業者候補の審査

ア 第1次選定

選定委員会は、次により受託事業者第1次候補を選定します。

(ア) 逸見総合管理センター水運用運転管理業務委託プロポーザル審査基準に基づき、参加事業者それぞれの業務提案書の各項目につき評価及び審査したうえ採点を行い、合計点を算出します。

(イ) 選定基準点(次号に定めるすべての業務提案項目について配点の2分の1以上の得点を得、かつ、合計点が255点)以上の参加事業者を受託事業者第1次候補として選定します。

イ 第2次（最終）選定

選定委員会は、次により1事業者を受託事業者候補として選定します。

(ア) 受託事業者第1次候補を対象として、見積合わせを行い、最低金額の事業者を選定します。

(イ) 前号の最低見積金額の事業者が2以上あるときは、当該事業者のうち、合計点が上位の事

業者を選定します。

(ウ) 前号をもってなお1事業者に決しないときは、前号の選定により残った事業者を対象として、くじ引きを行います。

(2) 業務提案項目の配点等

項目ごとの配点は以下の表のとおりとし、最高得点は300点です。

なお、逸見総合管理センター水運用運転管理業務委託仕様書は、以下「仕様書」といいます。また、逸見総合管理センター水運用運転管理業務特記仕様書、水質計器維持管理業務特記仕様書、自動水質監視装置維持管理業務特記仕様書及び膜ろ過設備維持管理業務特記仕様書は、あわせて以下「特記仕様書」といいます。

番号	項目	配点
1	会社概要	5点
2	財務状況（決算関係書類）	5点
3	労働条件規約証明書	5点
4	賠償保険加入証明書	5点
5	水道事業に対する会社の取り組み	10点
6	水道事業体における水運用管理システムの運転管理に関する受託実績	20点
7	技術者及び有資格者一覧	10点
8	逸見総合管理センターの水運用運転管理業務に関する考え方	75点
9	仕様書及び特記仕様書に基づく業務の考え方	100点
10	業務に従事する予定の技術者の資格	15点
11	緊急事態発生時の体制及び対応方法	40点
12	運転管理業務に関する新たな技術提案について	10点
	合計	300点

(3) 審査及び評価の基準

業務提案書に記載する項目は、上記1から12までの項目ですが、評価は、主に業務に対する理解度、説明能力、意欲、業務提案書の的確性、表現力、独創性、実施手順の妥当性、従事者配置の妥当性、提案内容の根拠及び解析力等を基準として評価します。また、提案内容全体としていかに逸見総合管理センターの水運用運転管理業務の効率化及び安定化の向上のために優れた提案がなされているかなどの点も考慮します。

(1) 会社概要)

会社の概要については、資本金、本社の所在、業務の内容及び社歴等が分かるパンフレット等があれば、資料として提出してください。

(2) 財務状況)

直近2か年の各会計年度における決算関係書類（貸借対照表及び損益計算書）を提出してください。

評価の基準は、将来にわたり安定して業務を行い得る経営基盤があるかということを重視して評価を行います。

(3) 労働条件規約証明書)

労働関係に基づく各種規則や協定の整備状況を確認します。

① 就業規則

② 労働基準法第36条の時間外及び休日労働に関する協定

③ 労働基準法第34条第2項ただし書の規定に基づく協定書

(4) 賠償保険加入証明書)

不測の事態に対応するため、賠償保険の加入状況について確認します。

(5 水道事業に対する会社の取り組み)

水道事業の一翼を担う業務を行うに当たり、企業理念、教育、安全及び危機管理に対する考え方を記述してください。

(6 水道事業体における水運用管理システムの運転管理に関する受託実績)

水道事業体における水運用管理システムの運転管理の受託実績とその内容を記述してください。

(7 技術者及び有資格者一覧)

貴社における関連技術者の有資格状況等を記述してください。

(8 逸見総合管理センターの水運用運転管理業務に関する考え方)

逸見総合管理センターの水運用運転管理（セキュリティに係る事項についても含める。）に対する貴社の考え方及び本局の水運用方法などに対する意見や提案を記述してください。

(9 仕様書及び特記仕様書に基づく業務の考え方)

標記についての貴社の考え方及び体制について記述してください。

(10 業務に従事する予定の技術者の資格)

本業務受託後予定する従事者の資格及び業務実績（経験）等を記述してください。

(11 緊急事態発生時の体制及び対応方法)

地震、風水害、停電及び機器故障時など緊急事態発生時の貴社の考え方及び対応について記述してください。

(12 運転管理業務に関する新たな技術提案について)

本委託業務は、仕様書及び特記仕様書の記載内容に基づき業務を行うこととしますが、この範囲に限らず、関連した新たな提案等について記述してください。

(4) 見積書の提出

見積書は、厳重に封かんし、提出してください。（※見積書を提出する事業者は、第1次候補に選定された事業者で、プロポーザル方式第1次候補決定通知書により通知いたします。業務提案書には、業務受託見積金額等を記載しないでください。）

ア 見積金額

イ 金額の記載方法

金額は、5か年の総額を記載し、単年度ごとの内訳書を添付してください。

なお、金額には消費税及び地方消費税相当額を含まないものとしてください。

13 受託事業者候補の選定及び受託事業者の決定

(1) 第1次候補事業者審査及び選定は、平成27年9月下旬に開催する選定委員会で行います。

(2) 第1次候補に選定された事業者から徴収した見積書により、見積合わせを選定委員会で行い、受託事業者の選定を行います。

(3) 選定委員会は、横須賀市上下水道事業管理者（以下「管理者」といいます。）にプロポーザルの選定結果を報告し、管理者はその答申に基づき、受託事業者を決定します。

14 選定結果の通知

管理者は、第1次候補の事業者及び受託事業者決定後、速やかにプロポーザル方式の選定結果を各参加事業者に書面で郵送します。

- (1) 第1次候補として選定した事業者に対し、プロポーザル方式第1次候補決定通知書（実施要領第13条第2項関係 第7号様式）を送付します。
- (2) 受託事業者とする事業者には、プロポーザル方式選定結果通知書（実施要領第15条第2項関係 第8号様式）を送付します。
- (3) 受託事業者に選定されなかった参加事業者（以下「非選定事業者」といいます。）には、プロポーザル方式非選定結果通知書（実施要領第16条関係第9号様式。以下「非選定結果通知書」といいます。）を受託事業者決定後に送付します。

15 プロポーザルの途中辞退

- (1) 参加事業者は、申出により随時プロポーザルの参加を辞退することができます。
- (2) プロポーザル辞退の申出は、プロポーザル方式参加辞退届（実施要領第11条第2項関係第6号様式）を管理者あてに提出してください。
- (3) 辞退届の提出方法は、ファックスとします。あて先は、上下水道局技術部浄水課浄水管理係としてください。

16 非選定結果の説明要求

非選定事業者は、非選定結果の説明を上下水道局に要求することができます。

- (1) 非選定結果は、非選定事業者本人に限り、次号に規定する非選定事業者本人に関する事項のみ要求できることとし、他の非選定事業者又は受託事業者に関する事項を要求することはできません。
- (2) 非選定結果の説明内容は、評価得点及びその順位とします。
- (3) 説明要求は、書面での提出のみ受け付けます。書面の様式は問いません。提出方法は、ファックスとします。あて先は、上下水道局技術部浄水課浄水管理係としてください。
- (4) 提出期限は平成27年10月中旬を予定していますが、具体的な日程は非選定結果通知書に記載し通知することとします。
- (5) 提出期限における受付時間は、いずれも午後5時までとします。
- (6) 回答は、ファックスで行います。なお、回答先へのファックスは、プロポーザル方式参加申込書に記載された番号あてに行います。

17 委託業務内容（詳細については、仕様書及び特記仕様書を参照のこと。）

- (1) 短期水運用
- (2) 各種データ管理
- (3) 電気計装設備監視操作
- (4) 水運用システム管理
- (5) 逸見総合管理センター内管理
- (6) 空調設備管理
- (7) 他事業者関連
- (8) 膜ろ過設備の監視操作
- (9) 配水池等施設監視装置の端末装置監視
- (10) 自動水質監視装置のデータ監視
- (11) 水質計器維持管理

- (12) 自動水質監視装置維持管理
- (13) 膜ろ過設備維持管理
- (14) その他異常時における一次対応及び局職員の指導による作業等

18 委託代金額及び支払方法

委託代金額は、実施要領第18条第3項により決定した額を確定金額とし、消費税及び地方消費税を含む総額を契約金額とします。

支払方法は、契約金額の5分の1の額を単年度の支出負担額とし、その額の12分の1の額を均等に、毎月の業務完了後、受託事業者からの請求により支払うものとします。

なお、各月の支払額に1円未満の端数が生じる場合は、各年度の最終月に精算するものとします。

19 プロポーザルにおける瑕疵

プロポーザルにおいて、参加事業者の提出書類若しくは提出期限又は参加資格等に瑕疵があることが判明したときは、その内容を選定委員会が審議し、その取扱いについて決定します。参加事業者は、その瑕疵についてヒアリングを行うこともあります。

その瑕疵が、重大又は悪質であり、プロポーザルの公正性及び公平性を著しく失うと認められる場合は、既に決定した事項を取り消すこともあります。

20 失格条件

参加事業者及び受託事業者と決定した事業者は、次に掲げる事由が生じたときは、プロポーザルの参加資格又は受託事業者の決定を取り消します。

- (1) 業務提案書作成に係る不正行為が認められたとき。
- (2) 委託契約締結前に指名停止となったとき。

21 各関係法令等の遵守

参加事業者は、プロポーザル方式への参加申込みにより、各関係法令並びに横須賀市条例及び規則並びに逸見総合管理センター水運用運転管理業務委託プロポーザル方式実施要領を遵守することを誓約するものとみなします。

参加事業者が各関係法令等に違反した場合は、プロポーザルに瑕疵がある場合に準じて取り扱うこととします。

22 プロポーザルの手続き等に係る事務局及び各書類提出先

(1) 事務局及び書類提出先

〒238-0046 横須賀市西逸見町2丁目10番地
上下水道局技術部浄水課浄水管理係

- (2) 電 話 046-822-2276 (直通) 046-823-2125 (代表) (内線78831)
- (3) F A X 046-822-7894
- (4) 時 間 土曜日、日曜日及び祝日を除いた日の午前8時30分から午後5時まで